

# 新 被災園芸農家経営安定緊急対策事業

## 1 事業目的

令和3年8月大雨により、3年連続で被災した園芸農家に対して、今期の作付に要した経費相当額を助成し、経営継続を支援する。

## 2 事業内容

被災園芸農家に対し、今期の作付に要した経費相当額を助成

### <補助内容>

項目	内 容
助成対象者	3年連続で被災した園芸農家
補助要件	(1)以下の災害回避対策を1つ以上実施していること ①浸水防止壁・排水ポンプの設置 ②生産方式の変更 ③作型・品目の変更 (2)収入保険等に加入すること
補助額	品目ごとに定額とし、被災面積に応じて助成 (主な品目の10a当たりの交付単価) こまつな：261千円、みずな：428千円、ニラ：474千円、 いちじく：52千円、キク：624千円

## 3 想定事業スケジュール

10月上旬～ 11月下旬 計画申請・計画承認  
12月上旬～ 12月下旬 交付申請・交付決定  
1月 ～ 概算払い

## 4 留意点

- 申請時には、以下の資料を添付すること。
  - ・被災したほ場の所在、面積、品目等が記載された市町村の被災証明（令和元～3年度の3か年分）
  - ・災害回避対策の実施が分かる書類等（写真、作型表等）
- 収入保険等への加入が確認できなかった場合は、補助金返還を求められることがある。

《担当課：園芸振興課》